

法務省の名称を不正に使用して、架空の訴訟案件を記載したはがきにより金銭を要求する事案に関する注意喚起

下記のようなはがきが多数の消費者に送付されています(名称及び文章はこの限りではありません。)

総合消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号( ) 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月 日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関3丁目1番 号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03- -  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

はがきがきても  
あわてないで!!  
おちついて!!

はがき記載の電話番号に絶対に電話しないでください。  
弁護士と称する者等から多額の金銭を要求されます。  
法務省が個別の民事訴訟案件に関して消費者にはがきで連絡するようなことはありません。

差出人は、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局民間訴訟告知管理センター」などと記載されていますが、これらの団体と法務省とは一切関係がありません。  
(法務省のアルバイトから抜粋)

○少しでも「おかしいな」と思ったら、  
消費者ホットライン(188)や警察(#9110)にお電話を!

困ったときは、ひとりで悩まず、焦らず、相談窓口へ連絡しましょう!【相談専用電話】0436-21-0999

(相談受付時間) 平日 午前9時から午後3時30分まで(正午から午後1時までを除く)

(発行元) 市原市消費生活センター 市原市五井中央西1-1-25 サンプラザ市原内2階